

【駒ヶ根市】住宅の耐震化に関する補助制度

—いつ、どこで発生してもおかしくない大地震に備えて
住宅の耐震化を進めましょう—

1. 耐震診断

大地震の際に住宅が倒壊するおそれがあるか総合的に判断し、耐震化の必要性を判定します。当日は申込者立会いのもと建物内部及び外部を調査します。

無料で耐震診断が受けられます

対象となる住宅：以下のすべての要件に該当

- 現在居住している
- 昭和56年5月31日以前に着工
- 木造在来工法の戸建住宅

※増築がある場合や店舗併用住宅の場合はこの他に要件あり



2. 耐震化の方法を検討

診断の結果、**評点が1.0未満**の場合は、工事の内容、費用等を専門業者に相談し、耐震化の方法を検討します。

どの業者に依頼してよいか分からない方は「駒ヶ根市耐震改修事業者リスト」を参考にしてください。

『評点』とは？

建築基準法で定められている最低限の強さに対する実際の強さを示す数値です。その基準値を「1.0」と定めています。



3. 耐震補強または除却を実施

補助制度がありますのでぜひご活用ください。

令和7年度拡充

耐震補強工事(1.0以上)：最大165万円補助※ 補助率10/10

対象工事：工事後の**評点が1.0点以上**になる耐震補強工事

※県上乗せ補助分(最大50万円)を含んだ額です。詳細は県ホームページをご覧ください。



耐震補強工事(0.7以上)：最大115万円補助 補助率4/5

対象工事：工事後の**評点が0.7点以上1.0点未満**になる耐震補強工事

除却工事：最大97万8000円補助 補助率1/2

対象工事：**評点が1.0点未満の現在居住している住宅**の除却(解体)

※除却後の新築工事については、県の「信州健康ゼロエネ住宅助成金」等が併用できます。

市の補助制度<申請の流れ>

年度ごとに予算の範囲内で補助します。

耐震補強、除却工事ともに工事着手前(契約前)に申請が必要です。

県上乗せ補助分(最大50万円)は別途県への手続きが必要です。

補助金申請 「補助金申請書」を市へ提出

↓↓ 申請書類の審査

補助金交付決定 ※申請書受理から2週間程度かかります

↓↓ 工事請負契約 ※交付決定後に契約し着手

工事着手



壁の補強



屋根の軽量化



柱の金物補強

工事完了

「実績報告書」を市へ提出 ※申請年度の2月中旬まで

↓↓ 市職員による現地確認

補助金交付 指定の口座に振込

・この他にも要件がありますので事前にご相談ください。

・詳しくは、市のホームページをご覧ください。

駒ヶ根市 耐震補助 [検索](#)



(市ホームページ)

～あなたと大切な方の**命**や**財産**を守りましょう～

問合せ先

駒ヶ根市役所 都市計画課 景観建築係
電話 (0265) 83-2111 内線524